

鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（平成16年条例第103号）新旧対照表

※下線部は改正部分

現行	改正	備考
<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第2条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、市街化調整区域のうち、<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域（他の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為を行うことができる土地の区域を除く。）</u>以外の区域で行う開発行為であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 建築基準法別表第2(イ)項第1号及び第2号に掲げる建築物（高さが10メートルを超えるものを除き、かつ、2戸以下に限る。）を建築する目的で行う開発行為で、次のいずれかの区域で行うもの</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等)</p> <p>第4条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更（以下「新築等」という。）又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域のうち、<u>政令第8条第1項第2号ロからニ</u></p>	<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第2条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、市街化調整区域で行う開発行為であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 建築基準法別表第2(イ)項第1号及び第2号に掲げる建築物（高さが10メートルを超えるものを除き、かつ、2戸以下に限る。）を建築する目的で行う開発行為で、<u>政令第29条の9各号に掲げる区域を除く次のいずれかの区域で行うもの</u></p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等)</p> <p>第4条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更（以下「新築等」という。）又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域で行う建築物の新築等又は第一種特定工作</p>	

までに掲げる土地の区域（他の法律並びにこれに基づき命令及び条例の規定により開発行為を行うことができる土地の区域を除く。）以外の区域で行う建築物の新築等又は第一種特定工作物の新設であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1)～(4) (略)

物の新設であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1)～(4) (略)